市民大町スポーツ施設（小運動場･大運動場）使用料還付の試行実施について

日没による影響で、ボールが見えにくくなる等、施設の使用が困難な場合、以下の期間と時間区分についてのみ、使用料の還付申請ができます。ただし、還付は翌々月の１日以降となり、お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

【対象期間】１１月１日～翌年１月３１日利用分

【対象となる時間区分】15：00～17：00

【還付額】 使用料の半額

【還付条件】

利用開始時刻から１時間以内に、使用場所の片づけを済ませ、事務所職員に使用中止の旨を申し出た場合に限ります。

使用開始　　１時間　　２時間終了

半額	還付なし
15：00～15：59	16:00～17：00

【還付の時期】

使用日の翌々月の１日以降に還付金が受け取れます（例：１２月利用分→２月１日以降に受取）

【注意点】

- 必ず、事務所職員に「使用ができない旨」の申出を行い、申請書を記入のうえ提出してください。申請されずにお帰りになられた場合は、還付はできません。
- 還付金の受取ができる時期になりましたら、申請時にお渡しする申請書の写し（施設の押印があるもの）を必ずご持参のうえ、大町スポーツ施設まで、還付金の受取にお越しください。

【問合せ】

市民大町スポーツ施設　　042-442-6020　調布市スポーツ振興課　042-481-7496～7498